

【政府への働きかけ】

日本モンゴル経済連携協定(EPA)の誤適用に係る対応(モンゴル)

実施日： 令和元年11月12日等

主催(共催)： 在モンゴル大使館

関連企業： トヨタ・セールス・モンゴリア(伊藤忠商事子会社)

在モンゴル大使館

【背景】

2019年4月、トヨタ・セールス・モンゴリア社が新車のハイブリッドRAV4を輸入する際に、日本モンゴル経済連携協定(EPA)の規定に基づき、原産地証明書にHS2012のコードを記載していたものの、モンゴル税関において、①通関申告書及びインボイスと原産地証明書のHSコードが異なること、また、②モンゴル税関のシステムがHS2017に切り替わっておりHS2012のコードが入力出来ないことから、モンゴル税関でEPAで本来適用されるべき関税の免除が適用されなかった、という事案が発生。

原産地証明書に記載すべきHS2012のコードが適用されなくなってしまうと、同社のみならず、他の事業者にも影響が及ぶことが懸念された。

【在外公館の対応】

トヨタ・セールス・モンゴリア社からの相談を受け、外務省地域課経由で経連及び経産省からの意見を聴取し、同5月に口上書を発出するとともに、大使館書記官がモンゴル税関を訪問し、状況を説明。

その後も、大使館からの口上書に対する回答なく同様の事象が何度も発生したため、同8月、大使館書記官からモンゴル外務省アジア太平洋局長に働きかけを実施(本件の外務省担当は貿易・経済協力局)するとともに、口上書を再度発出。

同10月、モンゴル外務省から、今後、日モEPAの規定に従って対応するとの口上書が当館に接到したにもかかわらず、同月、さらに同じ事象が発生したため、同11月に、大使館参事官がモンゴル関税庁副長官を訪問し、本件対応を要請。

当初、モンゴル側は、税関システムでの対応が不可能であること等を理由にEPAの適用を拒み続けたものの、モンゴル外務省に対してEPAの規定に沿った確実な実施について粘り強く働きかけを行ったところ、最終的に、モンゴル税関にてEPAの規定に沿った対応を取ることを約束し、本来還付されるべき関税10台分約36百万トグログ(約144万円)が同社に還付された。